

第 1 編 総 則

第1編 総 則

第1節 目的等	1
第1 目的	1
第2 計画の性格	1
第3 計画の構成	2
第4 計画の進捗の把握	2
第2節 防災の基本方針	3
第1 防災の基本理念	3
第2 基本方針	3
第3 災害対策	3
第3節 本市の概況	6
第1 地理的条件	6
第2 社会的条件	6
第4節 災害の想定	8
第1 想定災害	8
第2 大阪府による被害想定	9
第3 主要活断層帯及び海溝型地震の長期評価の概要	16
第4 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定	18
第5 風水害等の想定	18
第6 事故等災害	19
第7 地震、津波その他の異常な自然現象により想定される災害（大阪府石油コンビナート 等防災計画）	19
第5節 防災関係機関の業務大綱	22
第1 高石市	22
第2 堺市消防局	25
第3 大阪府	25
第4 大阪府高石警察署	26
第5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団（第37普通科連隊））	26
第6 指定地方行政機関	26
第7 指定公共機関	27
第8 指定地方公共機関	29
第9 泉北環境整備施設組合	30

第 10	高石市社会福祉協議会.....	30
第 11	公共的団体その他防災上重要な機関及び施設の管理者	30
第 6 節	市民、事業所の基本的責務.....	31
第 1	市民	31
第 2	事業所	32
第 3	NPO・ボランティア等多様な機関との連携.....	33
第 7 節	計画の修正	34

第1節 目的等

第1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づき、高石市防災会議が策定する計画であって、高石市域に係る災害に関し、高石市及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、市民や事業者等の協力のもと、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条による特別防災区域に係る防災については、同法31条及び災害対策基本法第2条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同区域に係る災害は、石油、高压ガス等の火災、爆発など、区域外の周辺地域住民や道路交通に重大な影響を及ぼすおそれがあること、また、同区域に集積する電力・ガス・燃料などエネルギー供給事業所が、災害により供給機能を速やかに回復できなければ、その影響が広く市民生活や経済活動に及ぶことから、同計画と十分調整、連携を図り防災対策を推進する。

第2 計画の性格

- 1 この計画は、災害が発生しやすい自然的・社会的条件下にあつて、多様化した土地利用、増加する様々な危険物等に対処し、市民の生命、身体、財産を災害から保護するための行政上最も重要な施策である「安全」を実現するものである。
- 2 この計画は、高石市及び防災関係機関が、高石市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務等を集大成する総合的かつ基本的な計画である。
- 3 この計画は、高石市及び防災関係機関の高石市域に係る防災に関する責任を明確にするとともに、高石市及び防災関係機関の事務又は業務等を有機的に結合させる計画である。
- 4 この計画は、第5次高石市総合計画に沿って、市の防災対策を推進することで、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを実現するものである。
- 5 この計画は、法に定めのない事案についても、一般的危機管理対策として準用されることを想定し策定するものである。

第3 計画の構成

1 基本構成

「第1編 総則」

「第2編 災害予防対策」：各対策に対する予防策の基本方針を示す。

「第3編 地震災害応急対策」：地震に対する防災策の基本方針を示す。

「第4編 風水害災害応急対策」：風水害に対する防災策の基本方針を示す。

「第5編 事故等災害応急対策」

(1) 海上：海上災害に対する防災策の基本方針を示す。

(2) 航空：航空災害に対する防災策の基本方針を示す。

(3) 鉄道：鉄道災害に対する防災策の基本方針を示す。

(4) 道路：道路災害に対する防災策の基本方針を示す。

(5) 危険物等：危険物等災害に対する防災策の基本方針を示す。

(6) 高層建築物、市街地：高層建築物、市街地災害に対する防災策の基本方針を示す。

(7) 放射線：放射線災害に対する防災策の基本方針を示す。

「第6編 災害復旧・復興対策」

「附属1 東海地震の警戒宣言に伴う対応」

「附属2 南海トラフ地震防災対策推進計画」

「資料編」

第4 計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項について、適正に進捗状況の把握に努める。

第2節 防災の基本方針

大都市において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

高石市防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらすおそれが明らかとなったことを踏まえ、災害対策を進めてきた。

今般、平成28年熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震、令和6年能登半島地震等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を進めていく。

第1 防災の基本理念

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、人命被害ゼロを目標として災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据える。

第2 基本方針

具体的には、次の5つを基本方針として対策を講じる。

- I 命を守る
- II 命をつなぐ
- III 必要不可欠な行政機能の維持
- IV 経済活動の機能維持
- V 迅速な復旧・復興

これらの対策を講じるために、各防災機関は、過去の災害対応の教訓の共有を図るとともに、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。

それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災関係機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

第3 災害対策

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクル※を適用して、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直

しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

※ PDCAサイクル：プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（act）の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法

1 災害予防段階

災害予防段階においては、周到かつ十分な対応が重要となる。

レベル1（100年で1回程度の発生確率：近代で最大）の地震・津波及び計画規模の降雨（年超過確率 1/10～1/200）等に対しては、被害抑止につながるハード対策を確実に実施して、被害ゼロを目指す防災を実現する。さらに、極低頻度のレベル2（1000年に1回程度の発生確率：最大級）の地震・津波及び想定最大規模の降雨（年超過確率 1/1,000 以下）等に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせた減災を目指す。すなわち、ソフトとハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。

2 災害応急段階

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。

- ア 災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行い、一旦被害が発生したときには、正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。
- イ 収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- ウ 被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。
- エ とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティや互近助隊*の結成を推進し、きめ細かな支援を実施する。

※互近助隊：近隣の居住者で日頃のコミュニケーションを基本として、災害時等に声の掛け合い、救助救出、避難誘導等の助け合いを行う仕組み。自治会の班体制など。

3 災害復旧・復興段階

災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。

- ア ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。
- イ 復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

なお、本計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

第3節 本市の概況

第1 地理的条件

1 位置及び面積

本市は、大阪府の中南部に位置し、北部及び東部は堺市、南部は和泉市・泉大津市に隣接し、西部は大阪湾に臨み、面積11.30km²、東西6.1km、南北4.1kmである。

本市の西部には、水路をはさんで、堺・泉北臨海工業地帯が造成され、臨海部の面積は4.93km²、内陸部は6.37km²で、臨海部が市域の44%を占めている。

東西南北各端の経度及び緯度は、次のとおりである。

方 位	地 点	経 緯 度
東 端	取石7丁目	東経135度27分44秒
西 端	南高砂	東経135度23分47秒
南 端	取石5丁目	北緯 34度30分28秒
北 端	高砂3丁目	北緯 34度32分38秒

2 地勢

本市の地形は、全般に平坦で、最高点でも海拔20.8mにすぎず、山地や丘陵地は皆無である。地質は、洪積段丘、沖積低地、人工地形から形成されている。

河川は、中央部を流れる芦田川と南部を流れる王子川がある。

3 気象

夏は、高温多湿となり、冬は北ないし北西の季節風が時折強く吹くが、瀬戸内式気候であるところから、気温の差も比較的少なく一般的に温暖であり、住宅地として適している。

年間平均風速は2～3m/s程度で、海陸風の影響を受けて西寄りと東寄りの風が吹くことが多い。また、降水量も年間1,300～1,400mm程度である。

第2 社会的条件

1 人口

昭和30年には29,706人であった人口も、昭和41年の市制施行を経て高度経済成長により、大阪圏のベッドタウンとして、農地の宅地化が進み、急速な人口増加がみられた。また、臨海部への企業進出にともない市内に多くの社宅が立地したことも、人口増加の要因になった。

このような急速な人口増加は昭和47年頃から次第に鈍化し、人口は昭和60年頃をピークにそれ以降は減少傾向になっており、令和6年10月1日現在で56,021人となっている（住民基本台帳による）。

人口密度は市全体でみれば、5,000人/km²弱であるが、臨海部の面積が市域の半分近くを占めているため、内陸部だけの人口密度をみると10,000人/km²を越え、相当高密度な市街地を形成している。

国勢調査時の人口等は、次のとおりである。

年	人 口	人口密度（人/km ² ）	世 帯 数
昭和30年	29,706	4,799.0	6,476
昭和40年	45,679	7,379.5	11,166
昭和50年	66,824	6,475.2	18,942
昭和60年	66,974	5,953.2	21,494
平成 2年	65,086	5,837.3	21,609
平成 7年	64,295	5,664.8	22,594
平成12年	62,260	5,485.5	22,559
平成17年	61,127	5,385.6	22,829
平成22年	59,572	5,248.6	23,012
平成27年	56,529	5,002.6	22,461
令和 2年	55,635	4,923.5	23,130

2 都市構造

主要幹線道路は、南北方向に国道26号、府道大阪臨海線、府道堺阪南線、府道大阪和泉泉南線、市道南海中央線、東西方向に府道信太高石線、府道泉大津美原線、市道新村北線がある。

鉄道については、南海本線、南海高師浜線、J R 阪和線、J R 羽衣線がある。

臨海部には、石油製品製造業や化学工業等の大規模工場があり、堺・泉北臨海工業地帯の一角をなしている。

第4節 災害の想定

第1 想定災害

災害は、台風、高潮、豪雨、洪水、竜巻、地震、津波等の自然現象に起因する自然災害と、大規模な火災、爆発、交通災害等の特殊災害（人為災害）とに大別される。自然災害や特殊災害の発生によって引き起こされる二次災害や複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）は、都市部ほどその発生の可能性が高い。

高石市の自然条件と市街地状況、都市施設や危険物の集積状況等都市的、社会的条件ならびに過去に発生した災害事例をもとに想定した発生が予想される災害は次のとおりである。また以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮する。

- 1 地震災害（南海トラフ地震臨時情報発表時を含む。）
- 2 津波災害
- 3 風水害（台風、暴風、竜巻、豪雨、洪水による被害を含む。）
- 4 高潮災害
- 5 海上災害
- 6 大規模火災
- 7 危険物等災害
- 8 交通災害（航空災害、鉄道災害、道路災害）
- 9 その他の特殊災害

第2 大阪府による被害想定

1 活断層直下型地震の被害想定

大阪府では、平成19年度に活断層による直下型地震について下表に示すとおり被害を想定している。

活断層地震による被害想定（大阪府実施）

想定地震			上町断層帯 地震A (北中部大)	上町断層帯 地震B (南部大)	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震
項目							
マグニチュード			7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1
大阪府域内被害	大阪府域の震度		4～7	4～7	4～7	3～7	3～7
	建物被害	全壊	362,576棟	219,222棟	275,316棟	85,700棟	28,142棟
		半壊	329,455棟	212,859棟	244,221棟	93,222棟	41,852棟
	人的被害	死亡者	12,728人	6,281人	9,777人	2,521人	338人
		負傷者	148,833人	90,547人	101,294人	45,905人	16,194人
	出火件数		268(538)	127(254)	176(349)	52(107)	7(20)
	り災者数		2,662,962人	1,514,995人	1,900,441人	743,066人	229,628人
	避難所生活者数		813,924人	454,068人	569,129人	217,440人	66,968人
高石市内の被害	市域の震度		6弱～6強	6弱～6強	5弱～5強	4～5弱	5強～6弱
	建物被害	全壊	1,870棟	6,814棟	12棟	0棟	52棟
		半壊	2,577棟	4,036棟	31棟	0棟	130棟
	人的被害	死亡者	11人	214人	0人	0人	0人
		負傷者	867人	638人	8人	0人	33人
	出火件数		1(2)	5(10)	0(0)	0(0)	0(0)
	り災者数		16,203人	41,906人	145人	2人	650人
	避難所生活者数		4,699人	12,153人	43人	1人	189人
	津波	最大津波高	—	—	—	—	—
		津波到達時間	—	—	—	—	—
	ライフライン	停電	4,955軒	13,146軒	0軒	0軒	101軒
		ガス供給停止	25千戸	25千戸	0千戸	0千戸	0千戸
		水道水断	3.2万人	5.4万人	1.6万人	0.0万人	1.6万人
		電話不通	1,316加入者	9,869加入者	73加入者	73加入者	731加入者

(大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定) 報告書(平成19年3月)より作成)
※出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数()は1日の件数
※り災者、避難生活者数は建物被害・火災・津波浸水によるものの合計
※死者、負傷者数について
大阪府域内被害：建物被害(早朝)・火災(夕刻、超過確率1%風速)・交通被害(朝ラッシュ時)によるものの合計
高石市内の被害：建物被害(夕刻)・火災(夕刻、超過確率1%風速)によるものの合計
※中央構造線断層帯地震は金剛山地東縁ー和泉山脈南縁の区間の一体活動を想定

第1編 総則

第2編 防災対策

災害予

第3編 地震災害
第3編 地震災害
第3編 地震災害

第4編 風水害
第4編 風水害
第4編 風水害

第5編 事故等
第5編 事故等
第5編 事故等

第6編 災害復興
第6編 災害復興
第6編 災害復興

附属1 東海地震の警戒態勢について
附属1 東海地震の警戒態勢について
附属1 東海地震の警戒態勢について

附属2 南海トラフ地震の警戒態勢について
附属2 南海トラフ地震の警戒態勢について
附属2 南海トラフ地震の警戒態勢について

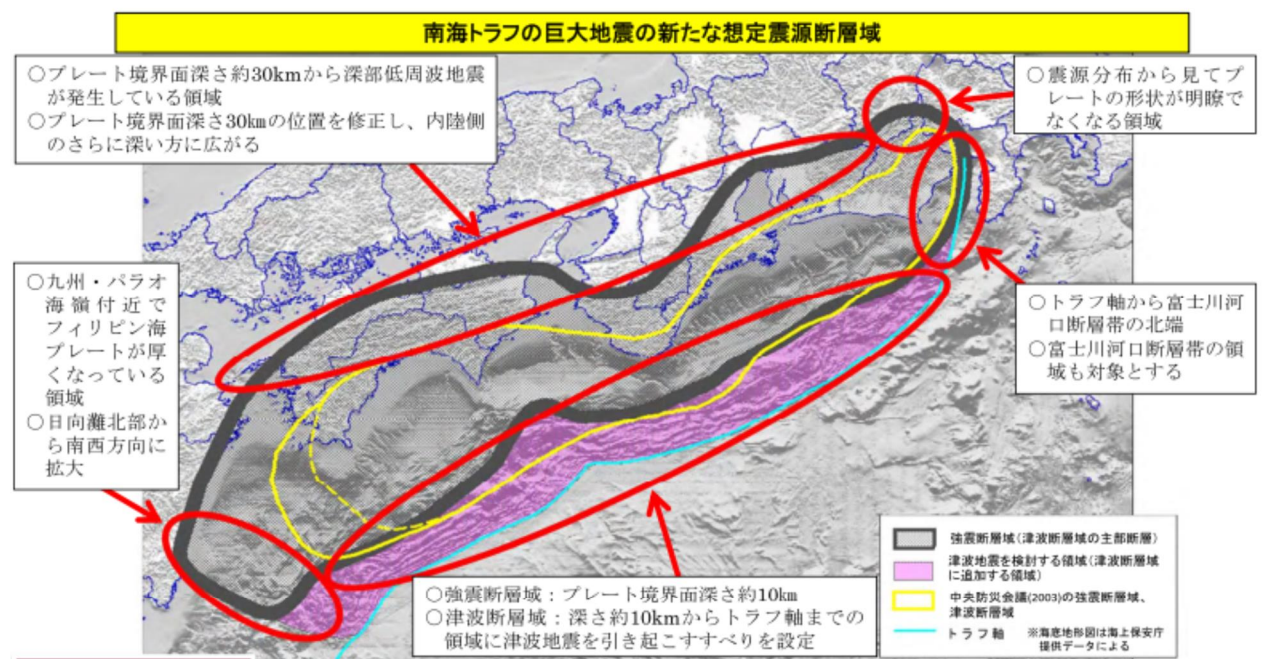
資料編

2 南海トラフ巨大地震の被害想定

平成25年度には、大阪府防災会議の下に「南海トラフ巨大地震対策」を検討するために設置された「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」において、国の中央防災会議が示した南海トラフ巨大地震に係る被害想定や対策を踏まえ、想定外といわれる東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定した。

(1) 想定震源断層域

想定震源断層域は、国の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表のもの。



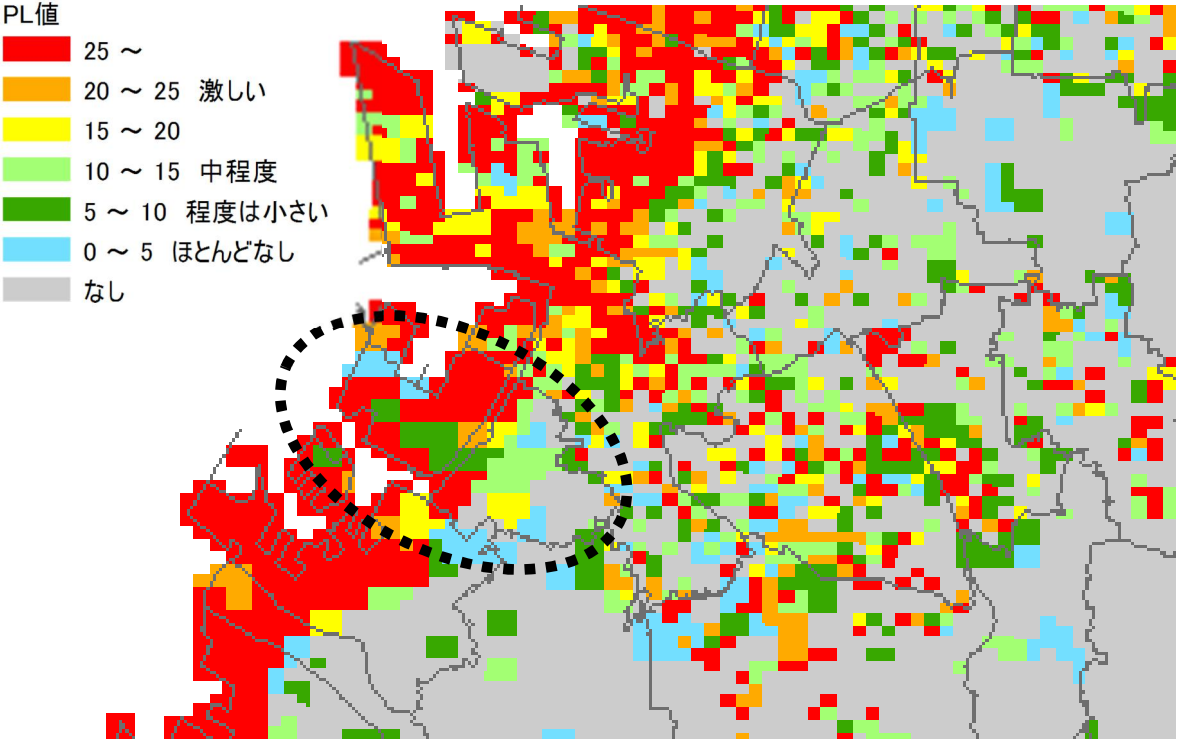
地震の規模(確定値)		参考				
	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2003)強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7

(2) 最大震度



震度分布図 (Mw=9.0) (大阪府公表資料)

(3) 液状化の可能性



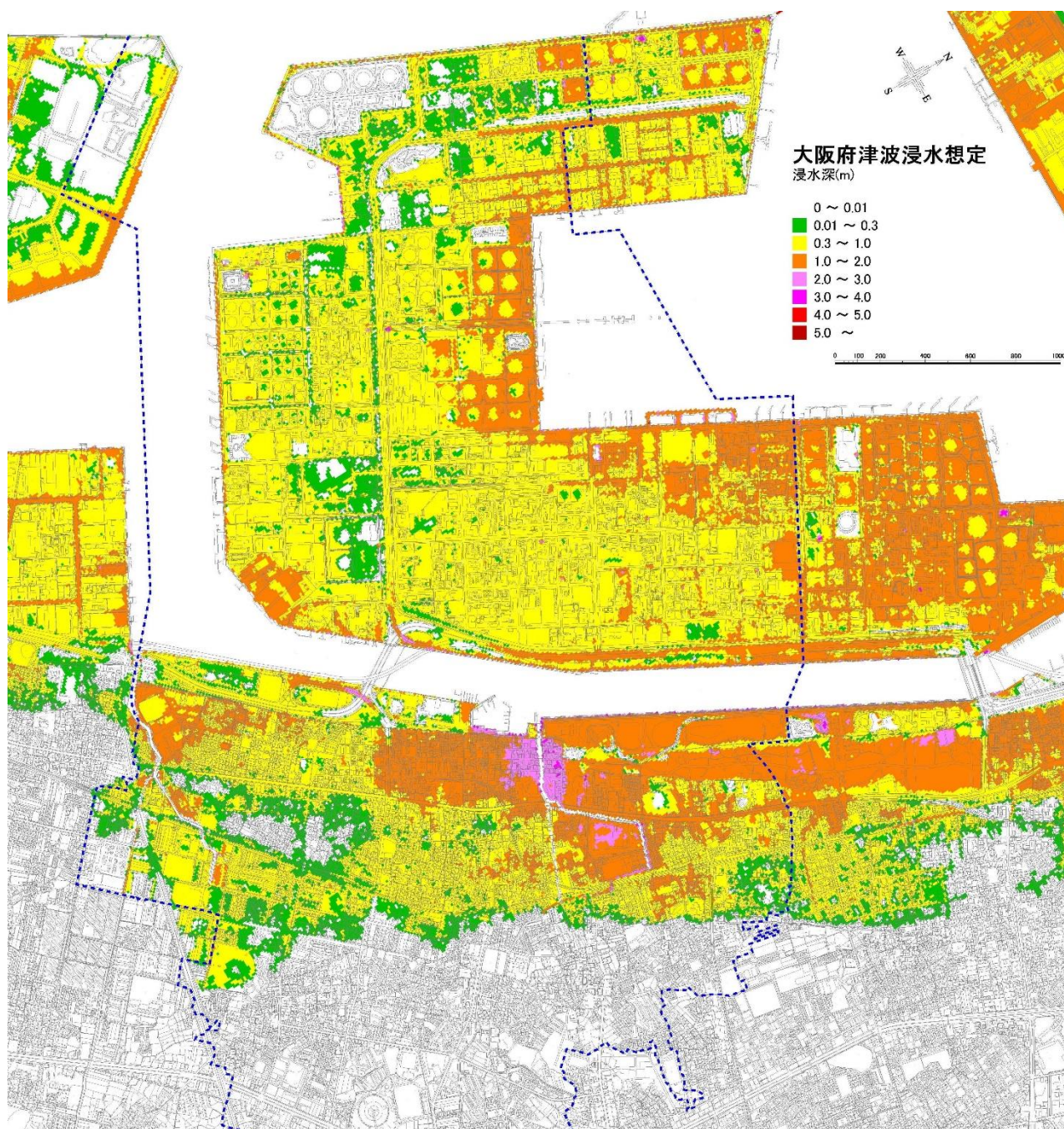
液状化可能性図 (Mw=9.0) (大阪府公表資料)

※ P L 値とは、その地点での液状化発生の可能性を示す指標

第1編	総則
第2編	災害予
第3編	地震災害
第4編	風水害
第5編	事故等
第6編	災害復
附属1	東海地震の警戒態勢への対応
附属2	南海トラフ地震の警戒態勢推進計画
資料	
編	

第4節 災害の想定

(4) 津波浸水想定



【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ策定や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えと考えられるケース3、4、5、10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域(浸水の区域)と浸水深(水深)を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- 津波浸水想定は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりも発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いものではありません。

(5) 建物被害

高石市	項目		条件・定義	全壊（棟）	半壊（棟）
	総数			764	7,934
		液状化		193	610
		揺れ		51	844
		津波		464	6,480
		地震火災	冬18時及び夏12時 1 %超過風速	56	—
		急傾斜地		—	—
	参考	建物総数		22,850	

(6) 人的被害

高石市	項目		条件・定義	死者（人）	負傷者（人）
	建物倒壊による被害 計			3	130
		揺れ [建物倒壊]	冬・18時	2	70
		(内、屋内収容物移動・転倒・屋内落下物)		(1)	(60)
	津波	早期避難率低 計	冬・18時	3,007	3,033
		(内、堤防沈下等)		(0)	(0)
		(内、津波)		(3,007)	(3,033)
		避難迅速化 計	冬・18時	0	0
		(内、堤防沈下等)		(0)	(0)
		(内、津波)		(0)	(0)
	地震火災		冬・18時・1%超過風速	0	3
	急傾斜地		冬・18時	0	0
	ブロック塀、自動販売機等の転倒、 屋外落下物		冬・18時	0	6
	参考	夜間人口		59,572	
		昼間人口		54,572	

(7) ライフライン被害

上水道

高石市	給水人口 (人)	断水率（％）					
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後	約40日後
	58,756	100％	51.0％	48.6％	45.9％	15.9％	1.2％

下水道

高石市	処理人口 (人)	機能支障率（％）				
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後
	45,995	27.2％	27.2％	26.6％	1.7％	0.0％

電力

高石市	契約軒数	停電率（％）					早期受電困難 (%)
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後	
	25,820	49.0％	42.7％	14.4％	12.6％	0.0％	8.2％

第4節 災害の想定

都市ガス

高石市	顧客数	供給停止戸数	復旧対象戸数	供給停止率（％）				
				被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後
	21,275	5,438	0	0.0％	0.0％	0.0％	0.0％	0.0％

注）地震発生時には、都市ガスは自動的に停止する。その際に復旧作業に入るが、基本的に全半壊した建物ではガスを復旧させると火災の原因になるので復旧できない。供給停止戸数とは、復旧不可能な全半壊になった建物のことを指し、復旧対象戸数とは、都市ガスが停止した際に復旧可能な建物のことを指す。供給停止率とは、全戸数に対して復旧が可能な戸数の割合である。

通信（固定電話）

高石市	加入契約者数	復旧対象契約数	不通契約数（％）				
			被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後
	43,000	39,000	93.0％	46.5％	20.9％	18.6％	7.0％

通信（携帯電話）

高石市	携帯電話 基地局数	通信状況等									
		被災直後		1日後		4日後		7日後		1ヵ月後	
		停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク
	155	87.4％	A	49.0％	B	21.7％	－	20.5％	－	8.0％	－

(8) 交通施設被害

道路

高石市	道路総延長（km）	被害箇所数
	190	15

道路閉塞率

高石市	道路幅員別延長（km）				道路幅員別閉塞率（％）			道路リンク 閉塞率（％）
	5.5m以上	3.0m以上	3.0m未満	13.0m未満 道路延長合計	5.5m以上	3.0m以上	3.0m未満	
	13.0m未満	5.5m未満			13.0m未満	5.5m未満		
	34.2	132.7	0.0	166.9	0.8％	2.6％	5.4％	2.2％

(9) 生活への影響

避難者数

高石市	1日後			1週間後			1ヵ月後			約40日後		
	避難者数			避難者数			避難者数			避難者数		
	（人）	避難所	避難所外	（人）	避難所	避難所外	（人）	避難所	避難所外	（人）	避難所	避難所外
	39,471	26,300	13,171	10,947	8,857	2,090	12,483	3,745	8,738	4,736	1,421	3,315

帰宅困難者数

高石市	帰宅困難者数（人）
	7,906

物資

高石市	飲料水（リットル）				食糧（食）				毛布（枚）		
	備蓄量	必要量		不足量 (7日間)	備蓄量	必要量		不足量 (7日間)	備蓄量	必要量	不足量 (7日間)
		1日～3日間	4日～7日間			1日～3日間	4日～7日間				
	105, 366	443, 075	337, 803	675, 512	33, 673	426, 289	157, 642	550, 258	4, 918	9, 471	4, 553

医療機能

冬18時

高石市	転院患者数（人）	医療対応不足数（人）
	30	2,696

(10) 災害廃棄物

災害廃棄物等

冬18時

高石市	災害廃棄物発生量（万t）						津波堆積物発生量（万t）	
	計	揺れ	液状化	津波	急傾斜	火災	最小値 (堆積高2.5cm)	最大値 (堆積高4.0cm)
	8.2	0.6	2.1	4.9	0.0	0.6	22.6	36.2

(11) その他

エレベータ内閉じ込め

高石市	エレベータ設置台数	エレベータ停止台数
	240	60

出典：(1)～(4) 第3回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料
 (5)～(6) 第4回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料
 (7)～(11) 第5回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料

第3 主要活断層帯及び海溝型地震の長期評価の概要

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）及び発生確率〕等を評価し、随時公表している。

1 活断層の長期評価の概要

主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和6年（2024年）1月1日）

断層帯名 (起震断層/活動区)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価※)	地震発生確率			平均活動間隔
			30年 以内	50年 以内	100年 以内	最新活動時期
中央構造線断層帯 (金剛山地東縁区 間)	6.8程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約6,000年- 7,600年
						1世紀以後、 3世紀以前
中央構造線断層帯 (五条谷区間)	7.3程度	Xランク	不明	不明	不明	不明
						約2200年前以 後、7世紀以 前
上町断層帯	7.5程度	S*ランク	2%~3%	3%~5%	6%~10%	8000年程度
						約28000年前 以後、9000年 前以前
生駒断層帯	7.0~7.5程度	Aランク	ほぼ0% ~0.2%	ほぼ0% ~0.3%	ほぼ0% ~0.6%	3000年 -6000年
						西暦400年頃 以後、1000年 頃以前
有馬-高槻断層帯	7.5程度 (7.5±0.5)	Zランク	ほぼ0% ~0.04%	ほぼ0% ~0.1%	ほぼ0% ~0.4%	1000年 -2000年程度
						1596年慶長伏 見地震
大阪湾断層帯	7.5程度	Zランク	0.005% 以下	0.009% 以下	0.02% 以下	約3,000年 -7,000年
						9世紀以後

※) 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。Zランクでも、活断層が存在すること自体、当該地域で大きな地震が発生する可能性を示す。

2 海溝型地震の長期評価の概要

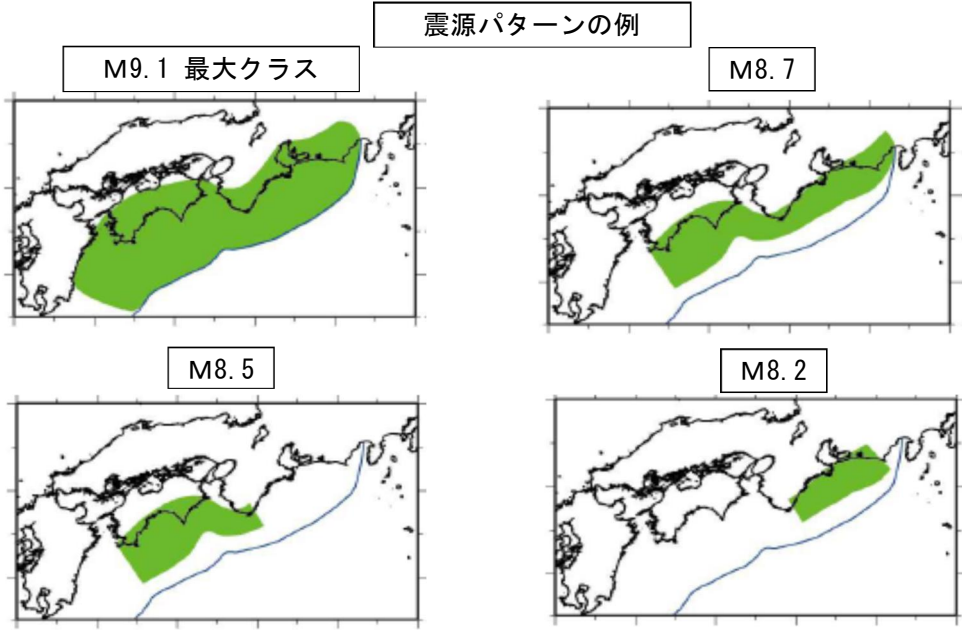
調査研究が進むにつれ、従来考えられてきたような、「南海トラフで発生する地震は 100～200 年に 1 回、ほぼ同じ領域で同様の規模で繰り返し発生する」という固有地震モデルが必ずしも成立しているとは限らないことが分かってきた。

本評価では、南海トラフをこれまでのような南海・東南海領域という区分をせず、南海トラフ全体を一つの領域として考え、この領域では大局的に 100～200 年で繰り返し地震が起きていると仮定して、地震発生の可能性を評価している。

海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 令和7年（2025年）1月1日）

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			地震後経過率（注）	平均発生間隔
		10年以内	30年以内	50年以内		最新発生時期 （下段：ポアソン過程を適用したものを除く。）
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	80%程度	90%程度 若しくはそれ以上	0.90	（次回までの標準的な値 88.2 年）
						79.0 年前

注）地震後経過率：最新発生時期から評価時点までの経過時間を、平均発生間隔で割った値。
最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均発生間隔に達すると 1.0 となる。



（出典：南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）概要資料 地震調査研究推進本部）

第4 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定され、平成15年12月17日に、本市は大阪府下37市町村（平成17年4月現在は36市町村）とともに、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された。

平成25年の一部改正により、対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大されるとともに、名称も「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改められ、平成26年3月28日の中央防災会議において、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域として、本市は内閣総理大臣により「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された。

「地方防災会議等は地域防災計画において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、国、地方公共団体その他の関係者の連携協力の確保に関する事項等を定める（推進計画）とともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定めるよう努め、市町村防災会議はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる」とされている。

第5 風水害等の想定

1 各河川等のはん濫による浸水被害

本市においては、大雨による河川、水路のはん濫による浸水被害が想定される。

はん濫した場合に地域に対する影響が大きい大阪府管理河川の芦田川及び王子川については、洪水リスクとして、大阪府により様々な降雨により河川はん濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深が公表されている。また、大阪府では芦田川は水防法に基づく水位周知河川として、芦田川水系芦田川・芦田川分水路洪水浸水想定区域図（想定最大規模、計画規模、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食））※¹が令和2年3月25日に指定・公表されている。また、その他河川として、芦田川分水路が令和5年3月29日に、王子川が令和6年3月26日にそれぞれ指定・公表されている。さらに、上記河川がはん濫するような大雨の場合には、既にその他河川、水路もはん濫していると想定される。

隣接する堺市域を流下する石津川水系や泉大津市域を流下する大津川水系についても洪水浸水想定区域が指定・公表されており、想定最大規模の降雨（概ね1,000年に1度以上の確率規模の降雨）が生じた場合には、市域の一部が浸水すると想定されている。

河川水系名	浸水被害の範囲の想定	洪水予報河川又は水位周知河川の指定※ ¹
芦田川水系	浸水想定区域 (大阪府指定・公表)	水位周知河川 (大阪府指定)
王子川水系	浸水想定区域 (大阪府公表)	—
石津川水系 (堺市域を流下)	浸水想定区域 (大阪府指定・公表)	水位周知河川 (大阪府指定)
大津川水系 (泉大津市域を流下)	浸水想定区域 (大阪府指定・公表)	洪水予報河川 (大阪府指定)

※1 洪水予報河川又は水位周知河川の指定については「災害予防対策第1章第4節第5 水害減災対策」参照

2 高潮による浸水被害

本市においては、大規模な台風等により高潮による浸水被害が想定される。

大阪府では、大阪湾沿岸（大阪府区間）において、水防法の規定により定められた想定し得る最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合に、浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定し公表されている。

第6 事故等災害

地震、風水害の自然災害の他、海上災害、市街地災害、危険物等災害、交通災害等、重大事故発生の可能性は皆無ではない。こうした災害をも想定し、的確に対応する計画として策定する。

第7 地震、津波その他の異常な自然現象により想定される災害（大阪府石油コンビナート等防災計画）

■堺泉北臨海地区の想定災害

○短周期地震動により危険物タンク、危険物製造所、石油タンカー棧橋、危険物配管設備で流出火災、高圧ガスタンク、高圧ガス製造設備、発電設備、LPG・LNGタンカー棧橋、高圧ガス導管設備で流出火災・爆発が発生するおそれがある。また、高圧ガスタンクや毒劇物液体タンクからの流出により毒性ガス拡散が発生するおそれがある。

○高圧ガスタンク等の爆発等の影響が一般地域に及び被害が発生する可能性がある。

○極めて低い可能性であるが、高圧ガスタンク（可燃性）でBLEVE及びファイヤーボールが発生したと仮定した場合、4.5kW/m²の放射熱が浜寺水路付近の海岸線から最も遠いところで約3kmの地点に、2.1kPaの爆風圧が同様に約1.5kmの地点に到達する可能性がある。

○津波浸水深は最大約2mで、津波により小型の危険物タンクが移動する可能性があり、油類

第4節 災害の想定

が最大1.2千 kL 流出するおそれがある。なお、事業者による対策の推進により、流出量は大幅に減少（減少率 76%）した。また、全ての大型の危険物タンクは、平成29年度末までに、新たな耐震基準に適合し、また、溢流が発生しないよう液面管理が行われていることから、溢流による被害発生危険性は低い。このように流出量が大幅に減少しているものの、仮に、流出した油類が着火した場合、陸上・海上火災等の災害が発生する可能性がある。

○大規模な燃料、エネルギー等供給施設が集積しており、これら施設が損傷することで機能確保に影響がでる可能性がある。

○代表3断面で検証したところ、地震による地盤の液状化に伴い、側方流動現象が発生し、護岸やその背後地盤が、水平方向で最大1.9m程度（海側）、鉛直方向で最大1.1m程度（沈下）の変位が生じるおそれがある結果となった。側方流動が発生した場合、護岸及び背後地盤にある配管、防油堤等の施設に影響が及び、油類やガス等が流出するおそれがある。着火した場合、陸上・海上火災、爆発等の災害が発生する可能性がある。

評価対象	災害分類	想定災害（最大）	
危険物タンク	短周期地震動	第1段階	■防油堤内の流出による火災
		低頻度大規模	■防油堤外の流出による火災
	長周期地震動（スロッシング）	■大容量の浮き屋根式タンクは、危険物の溢流が発生しないよう最大波高を想定した液面管理が行われているため、被害発生のおそれは低い。	
	津波	■中小規模のタンクが移動し危険物が最大約1.2千kL流出。（引火点の低い第1石油類が約33%）陸上・海上火災が発生するおそれあり。	
高圧ガスタンク	短周期地震動	第1段階	■全量流出（短時間）による火災・爆発 ■大量流出（短時間）による毒性ガス拡散
		低頻度大規模	■全量流出（短時間）による毒性ガス拡散
	短周期地震動又は津波		■BLEVE及びファイヤーボールの発生 放射熱、爆風圧ともに一般地域に及ぶおそれあり
高圧ガス製造設備	短周期地震動	第1段階	■小量流出による火災・爆発 ■小量流出による毒性ガス拡散
		第2段階	■ユニット内の全量流出（短時間）による火災・爆発 ■ユニット内の全量流出（短時間）による毒性ガス拡散
		低頻度大規模	■大量流出（短時間）による爆発 ■大量流出（短時間）による毒性ガス拡散
毒劇物液体タンク	短周期地震動	第1段階	■全量流出（長時間）による毒性ガス拡散
		低頻度大規模	■全量流出（短時間）による毒性ガス拡散
危険物製造所	短周期地震動	第2段階	■ユニット内の全量流出（短時間）による火災
		低頻度大規模	■大量流出（短時間）による火災
発電設備	短周期地震動	第2段階	■ユニット内の全量流出（短時間）による火災・爆発
		低頻度大規模	■大量流出（短時間）による火災・爆発・フラッシュ火災

評価対象	災害分類	想定災害（最大）	
石油タンカー栈橋	短周期地震動	第2段階	■大量流出・流出油拡散・火災
LPG・LNG タンカー栈橋	短周期地震動	第1段階	■大量流出による火災・爆発
危険物配管設備	短周期地震動	第2段階	■大量流出による火災
高圧ガス導管設備	短周期地震動	第1段階	■小量流出による火災・爆発
		低頻度大規模	■大量流出による火災・爆発

第5節 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関は、平常時から災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

第1 高石市

1 総合政策部

- ☐ 災害広報・公聴に関する事
- ☐ 報道機関との連絡に関する事
- ☐ 避難指示等の伝達等緊急広報に関する事
- ☐ 自治会等への協力要請に関する事
- ☐ 市民からの相談に関する事
- ☐ 復興に係る市政の総合企画及び調整に関する事
- ☐ 災害時における通信の確保に関する事
- ☐ 商工業者の被害調査、復旧対策に関する事
- ☐ 被災商工業者に対する融資等の対策に関する事
- ☐ 耕地の被害調査に関する事
- ☐ 漁港施設対策に関する事
- ☐ 漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に関する事
- ☐ 被災農、漁業者に対する災害融資に関する事
- ☐ 市の防災対策の総合調整に関する事
- ☐ 防災会議に係る事務に関する事
- ☐ 災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
- ☐ 防災に係る訓練、教育に関する事
- ☐ 他都市及び防災関係機関等との連携及び応援体制の整備に関する事
- ☐ 応急仮設住宅の事前準備に関する事
- ☐ 自主防災組織体制の整備に関する事
- ☐ 市民の防災活動の啓発、指導に関する事
- ☐ 防災行政無線の整備等に関する事
- ☐ 被害情報の収集・伝達に関する事
- ☐ 災害救助法に関する事
- ☐ 災害用物資・資機材の備蓄及び調達に関する事
- ☐ 他市町村との相互応援に関する事
- ☐ 自衛隊との連絡、調整に関する事
- ☐ 災害記録に関する事

- ☐ 大阪府に対する緊急要望に関すること
- ☐ 国・大阪府との連絡に関すること
- ☐ 災害時における職員の服務等に関すること
- ☐ 職員参集状況の把握に関すること

2 総務部

- ☐ 避難収容に関すること
- ☐ 災害時の緊急物資（生活必需物資）の調達、斡旋に関すること
- ☐ 救助物資等の緊急輸送に関すること
- ☐ 車両の調達計画に関すること
- ☐ 庁舎等の防災に関すること
- ☐ 避難者の誘導及び収容に関すること
- ☐ 指定避難所の開設、管理及び運営指導に関すること
- ☐ 避難者の把握及び報告に関すること
- ☐ 災害時の遺体の処置及び火葬に関すること
- ☐ 災害対策関係予算その他財務に関すること
- ☐ 被災家屋調査に関すること
- ☐ 人的被害状況の調査、報告に関すること
- ☐ 災害に伴う税の減免に関すること
- ☐ り災証明の発行に関すること
- ☐ 市有建物の応急修理及び緊急措置の準備に関すること
- ☐ 応急仮設住宅に関すること

3 保健福祉部

- ☐ 避難者に対する応急食糧に関すること
- ☐ 災害応急物資、救援物資等の調達供給に関すること
- ☐ 義援金品に関すること
- ☐ 見舞金の交付に関すること
- ☐ 災害時のボランティアに関すること
- ☐ 所管福祉施設の避難計画に関すること
- ☐ 避難行動要支援者対策に関すること
- ☐ 災害時医療体制の整備に関すること
- ☐ 医療救護活動に関すること
- ☐ 医師会、保健所、医療機関との連絡、応援要請等に関すること
- ☐ 医療資機材及び薬剤の調達及び確保に関すること
- ☐ 医療機関の被害状況の調査、報告に関すること
- ☐ 災害時における保健衛生に関すること

4 土木部

- ☐ 密集市街地等の整備促進に関すること
- ☐ 応急危険度判定に関すること
- ☐ 緊急時における関係業者等への協力依頼に関すること
- ☐ 水防団に関すること
- ☐ 水防資機材の整備、備蓄に関すること
- ☐ 水防活動（津波対策を含む）の実施に関すること
- ☐ 道路の整備に関すること
- ☐ 道路交通の確保に関すること
- ☐ 道路、橋りょうに関する被害状況調査、報告に関すること
- ☐ 公園の整備に関すること
- ☐ 公園被害状況の調査、報告に関すること
- ☐ 河川に関する被害状況調査、報告に関すること
- ☐ 住宅復興計画の策定・推進に関すること
- ☐ 下水道施設の整備に関すること
- ☐ 下水道施設における被害調査及び応急復旧対策に関すること
- ☐ 建築物の耐震化に関すること
- ☐ 建築物の二次災害の防止に関すること
- ☐ 被災住宅の応急修理に関すること
- ☐ 住宅相談に関すること
- ☐ 災害時における廃棄物の処理に関すること
- ☐ 防疫に関すること

5 教育委員会事務局（教育部）

- ☐ 防災教育に関すること
- ☐ 災害時の応急教育に関すること
- ☐ 園児、児童及び生徒の避難、誘導に関すること
- ☐ 文教施設の被害調査、報告に関すること
- ☐ 被災児童及び生徒の就学援助に関すること
- ☐ 被災園児、児童及び生徒の救護に関すること
- ☐ 指定避難所の開設等に対する協力に関すること
- ☐ 文化財の応急対策に関すること
- ☐ 所管施設の被害状況の調査、報告に関すること
- ☐ 災害時の児童福祉に関すること

6 議会事務局

- ☐ 市議会議員との連絡調整に関すること
- ☐ 高石市議会災害対策会議に関すること
- ☐ 他部の応援に関すること

☐ 本部長の特命に関すること

7 行政委員会等（選管、監査、公平、農委、固定）

- ☐ 他部の応援に関すること
- ☐ 本部長の特命に関すること

第2 堺市消防局

- ☐ 災害情報の収集に関すること
- ☐ 消防、水防その他の災害応急措置及び災害拡大の防止措置に関すること
- ☐ 消火、救助、救急、救護活動に関すること

第3 大阪府

1 泉北地域防災監

- ☐ 災害予防、災害応急対策等に関し、市が処理する事務又は業務の大阪府との連絡調整等に関すること

2 鳳土木事務所

- ☐ 大阪府所管公共土木施設の防災対策、災害応急対策、復旧対策、水防時の水防管理者等への情報伝達、被災状況の把握に関すること
- ☐ 水防警報及び水位到達情報の伝達並びに水防活動に関すること

3 大阪港湾局

- ☐ 大阪府域（兵庫県境～和歌山県境）の港湾施設及び海岸保全施設等の防災及び復旧に関すること
- ☐ 救援船舶の受入れ、救援物資の海上輸送の協力に関すること
- ☐ 海務関係官庁との連絡調整に関すること
- ☐ 在港船舶の対策に関すること
- ☐ 海上の流木処理、流出油の防除措置に関すること
- ☐ 津波・高潮対策に関すること
- ☐ 海岸水防警報、高潮氾濫発生情報等の伝達並びに水防活動に関すること
- ☐ 本部長の特命事項に関すること

4 和泉保健所

- ☐ 災害時における保健衛生活動、医療救護活動に関すること
- ☐ 大阪府災害対策本部、大阪府保健医療調整本部が設置された場合の保健所保健医療調整本部の設置に関すること

5 大阪府泉州農と緑の総合事務所

- ☐ 農地、ため池に関する水防対策に関する事

第4 大阪府高石警察署

- ☐ 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関する事
- ☐ 被災者の救出救助及び避難指示に関する事
- ☐ 交通規制・管制に関する事
- ☐ 広域応援の要請・受入れに関する事
- ☐ 遺体の検視（死体調査）等の措置に関する事
- ☐ 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事
- ☐ 災害資機材の整備に関する事

第5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団（第37普通科連隊））

- ☐ 地域防災計画にかかる訓練の参加協力に関する事
- ☐ 災害派遣に関する事
- ☐ 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関する事

第6 指定地方行政機関

1 近畿農政局（大阪府拠点）

- ☐ 応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給についての連絡に関する事

2 堺海上保安署

- ☐ 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関する事
- ☐ 流出油防除資機材の備蓄及び流出油防除組織の育成指導に関する事
- ☐ 危険物積載船舶等の災害予防対策に関する事
- ☐ 海難救助体制の整備に関する事
- ☐ 海上交通の制限に関する事
- ☐ 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関する事
- ☐ 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関する事
- ☐ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関する事
- ☐ 海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持に関する事
- ☐ 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関する事

3 大阪管区气象台

- ☐ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
- ☐ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
- ☐ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- ☐ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- ☐ 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- ☐ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

4 泉大津労働基準監督署

- ☐ 災害時における事業場施設の被災状況の収集に関すること
- ☐ 災害時の応急工事等における労働災害防止についての事業場等への監督指導に関すること
- ☐ 災害時の応急工事等における二次災害防止措置をはじめとした労働災害防止のための自主的安全管理運動の促進に関すること
- ☐ 労働者の災害補償に関すること
- ☐ 離職者の早期再就職等の促進に関すること
- ☐ 雇用保険の失業等給付に関すること

5 近畿地方整備局

- ☐ 直轄公共土木施設の整備及び防災対策に関すること
- ☐ 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- ☐ 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- ☐ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- ☐ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- ☐ 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- ☐ 直轄公共土木施設の復旧に関すること
- ☐ 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること
- ☐ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること
- ☐ 海上の流出油に対する防除措置に関すること
- ☐ 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること
- ☐ 港湾、海岸保全施設等の復旧事業の推進に関すること
- ☐ 空港に関する直轄土木施設の復旧事業の推進に関すること
- ☐ 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

第1編
総則

第2編
防災
災害予

第3編
災害
応急対策
地震災

第4編
災害
応急対策
風水害

第5編
災害
応急対策
事故等

第6編
復興
対策
災害復

附属1
東海地震の
警戒宣言等
への対応

附属2
南海トラフ地
震の防災対策
推進計画

資料
編

第7 指定公共機関

1 日本郵便株式会社近畿支社

- ☐ 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること

- ☐ 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関する事
- ☐ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事

2 西日本電信電話株式会社（関西支店）、株式会社NTTドコモ関西（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社（以下「西日本電信電話株式会社等」という。）

- ☐ 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- ☐ 応急復旧用通信施設の整備に関する事
- ☐ 津波警報、気象警報の伝達に関する事
- ☐ 災害時における重要通信確保に関する事
- ☐ 災害関係電報・電話料金の減免に関する事
- ☐ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
- ☐ 「災害用伝言板サービス」の提供に関する事

3 日本赤十字社（大阪府支部）

- ☐ 災害医療体制の整備に関する事
- ☐ 被災者等へのこころのケア活動の実施に関する事
- ☐ 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事
- ☐ 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事
- ☐ 義援金品の募集、配分等の協力に関する事
- ☐ 指定避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事
- ☐ 救援物資の備蓄に関する事

4 阪神高速道路株式会社

- ☐ 管理道路の整備と防災管理に関する事
- ☐ 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
- ☐ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- ☐ 被災道路の復旧事業の推進に関する事

5 西日本旅客鉄道株式会社（鳳駅）

- ☐ 鉄道施設の防災管理に関する事
- ☐ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- ☐ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- ☐ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事
- ☐ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
- ☐ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

6 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社

- ☐ ガス施設の整備と防災管理に関する事

- ☐ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事
- ☐ 災害時におけるガスの供給確保に関する事
- ☐ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事

7 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

- ☐ 電力施設の整備と防災管理に関する事
- ☐ 災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事
- ☐ 災害時における電力の供給確保に関する事
- ☐ 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事

8 日本放送協会（大阪放送局）

- ☐ 防災知識の普及等に関する事
- ☐ 災害時における放送の確保対策に関する事
- ☐ 緊急放送・広報体制の整備に関する事
- ☐ 気象予警報等の放送周知に関する事
- ☐ 指定避難所等への受信機の貸与に関する事
- ☐ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- ☐ 災害時における広報に関する事
- ☐ 災害時における放送の確保に関する事
- ☐ 災害時における安否情報の提供に関する事

第8 指定地方公共機関

1 南海電気鉄道株式会社（泉大津駅）

- ☐ 鉄道施設の防災管理に関する事
- ☐ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- ☐ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- ☐ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
- ☐ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

2 光明池土地改良区

- ☐ ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事
- ☐ ため池の治水活用に関する事
- ☐ 農地及び農業用施設の被害調査に関する事
- ☐ 湛水防除活動に関する事
- ☐ 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関する事

3 大阪広域水道企業団

- ☐ 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関する事

- ☐ 水道用水・工業用水道の被害情報に関する事
- ☐ 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事
- ☐ 水道用水及び工業用水の供給確保に関する事
- ☐ 応急給水及び応急復旧に関する事
- ☐ 末端給水に関する事

第9 泉北環境整備施設組合

- ☐ 災害時におけるごみの処理に関する事
- ☐ 災害時におけるし尿の処理に関する事

第10 高石市社会福祉協議会

- ☐ 災害時におけるボランティアの受入れ・派遣・調整に関する事
- ☐ 災害時におけるボランティア活動に必要な情報の収集・提供に関する事
- ☐ 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関する事
- ☐ 義援金品の取り扱いに関する事

第11 公共的団体その他防災上重要な機関及び施設の管理者

高石市医師会、高石忠岡地区歯科医師会、高石薬剤師会、いずみの農業協同組合、高石市漁業協同組合、高石商工会議所等の産業経済団体の社会福祉事業団体、自治会、自主防災組織等の地域住民組織、大量の危険物を貯蔵及び取り扱う事業所、その他公共的活動を営むものは、市の行う防災活動に対して公共的業務に応じて協力する。

第6節 市民、事業所の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めるものとする。

第1 市民

市民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全は自ら守ることが防災の基本である。市民はこのことを自覚し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承などによって災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止に努めるものとする。

1 平常時の実践事項

- (1) 防災知識を習得すること。
- (2) 家屋、ブロック塀等の耐震性向上・適正管理及び家具の転倒防止の対策をすること。
- (3) ガス器具などの安全点検をすること。
- (4) 地域の地形や危険場所、避難場所、避難路の確認をすること。
- (5) 家族との安否確認方法を確認すること。
- (6) 飲料水、食糧及び生活必需品の備蓄をすること（最低3日分、できれば1週間分）。
- (7) 災害時に必要な情報の入手方法を確認すること。
- (8) 自主防災組織など地域の防災活動（防災訓練や防災講習等）へ積極的に参加すること。
- (9) 過去の災害から得られた教訓を伝承すること。

2 災害時に実践に努める事項

- (1) 指定避難所の自主的運営をすること。
- (2) 正確な情報の把握及び伝達をすること。
- (3) 出火の防止措置及び初期消火をすること。
- (4) 近隣の負傷者の救出及び救護をすること。
- (5) 避難行動要支援者への支援をすること。
- (6) 適切な避難をすること。
- (7) 防災関係機関が行う防災活動との連携及び協力をすること。

第2 事業所

事業者は、自助、共助の理念のもと、自らが災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

1 平常時の実践事項

- (1) 従業員や利用者等の安全を確保するなど防災体制を整備すること。
- (2) 建築物等の耐震性向上・適正管理を実施すること。
- (3) 施設及び設備等の安全管理をすること。
- (4) 防災訓練を実施すること。
- (5) 従業員への防災知識を普及させること。
- (6) 地域の地形、危険場所等を確認すること。
- (7) 保有する防災資機材を地域の防災活動に活用するなど、地域の防災活動への参加及び協力をすること。
- (8) 防災資機材を備蓄すること。
- (9) 飲料水、食糧及び生活必需品を備蓄すること（最低3日分）。
- (10) 災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めること。
- (11) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

2 災害時に実践に努める事項

- (1) 正確な情報を把握し伝達すること。
- (2) 出火の防止措置及び初期消火をすること。
- (3) 従業員や利用者等の避難誘導をすること。
- (4) 従業員のみならず、市民の負傷者の救出及び救護をすること。
- (5) 出勤及び帰宅困難者への対応に関すること。（テレワークの実施・時差出勤・計画的休業等、発災時の不要不急の外出・移動の抑制、出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力、外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄、災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認）
- (6) 地域防災活動への協力等を行うこと。（地域の防災活動等への積極的な協力・参画、初期消火や救出救護活動への協力、市、府、国が実施する防災・減災対策への協力）

第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な指定避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市、市民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第 7 節 計画の修正

高石市防災会議は、災害対策基本法第42条第 1 項の規定に基づき、社会情勢の変化等を踏まえ常に実情に沿ったものとするため、高石市地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

防災関係機関は、関係ある事項について計画修正の意見があるときは、その案を防災会議に提出する。

第 1 編 総 則

第 2 編 災害予 防対策

第 3 編 地震災 害応急対策

第 4 編 風水害 災害応急対策

第 5 編 事故等 災害応急対策

第 6 編 災害復 旧・復興対策

附属 1 東海地震の 警戒態勢に伴う対応

附属 2 南海トラフ地 震防災対策推進計画

資 料 編